

令和4年第28回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年7月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和4年第28回 美幌町農業委員会総会
令和4年7月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|-----------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第56号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第116号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 7 | 議案第117号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 8 | 議案第118号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第119号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日 程 第 10 | 協 議 第 9 号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第28回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号2番 齋藤委員、同じく議席番号3番 梅津委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第56号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページと4ページの5法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第56号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。 内容番号204号。
事 務 局	内容番号204号についてご説明致します。参考資料は2ページと3ページをご覧願います。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案7ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年7月26日、代金の支払期限は令和4年9月14日、利用調整日は令和4年7月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
1 2 番	内容番号204号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが規模縮小により、所有する農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号204号は適当と認めます。 内容番号205号。
事 務 局	内容番号205号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年7月26日、代金の支払期限は令和4年9月30日、利用調整日は令和4年7月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
7 番	内容番号205号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが農地を処分することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉葱を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号205号は適当と認めます。 内容番号206号。
議 長	内容番号206号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年7月26日、代金の支払期限は

	<p>令和4年9月30日、利用調整日は令和4年7月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号206号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが農地を処分することになり、現在耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で、小麦、豆類、甜菜、人参、ソバを作付けし、意欲的に営農されているのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号206号は適当と認めます。 議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号77号。</p>
事 務 局	<p>内容番号77号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料8ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号77号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は隣接地で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月8日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号77号は適当と認めます。 内容番号78号。</p>
事 務 局	<p>内容番号78号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件も売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料10ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号78号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p>

この案件はこれまで3条賃貸していた農地を売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作3品、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月8日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号78号は適当と認めます。
議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第118号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号11号。

事 務 局

内容番号11号についてご説明致します。参考資料は12ページと13ページをご覧ください。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年3月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号11号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみてやむを得ないものであると7月22日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。
内容番号12号。

事 務 局

内容番号12号についてご説明致します。参考資料は14ページと15ページをご覧ください。本件も農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、土地造成が〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年6月末日となっております。なお、農舎面積より土地造成面積の方が小さいのは元々造成済みである宅地部分を利用しているためでございます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号12号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎の周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみてやむを得ないものであると6月27日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長

ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。 議案第118号「農地法第4条の規定による許可について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第119号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号27号。</p>
事 務 局	<p>内容番号27号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。申し出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和4年7月5日、利用調整を行った時期が令和4年7月5日から令和4年7月20日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。 議案第119号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第9号について、ご説明致します。本件は7月19日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が1件、農用地区域からの除外が1件、農用地区域の用途区分変更が2件でございます。なお、編入の案件についてはあっせん農地であり、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければならないため、今回、編入の手続きをとるものでございます。</p> <p>それでは編入の内容番号14号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。</p> <p>続いて除外の内容番号14号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。</p> <p>続いて用途区分変更の内容番号7号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は先の議案第118号農地法第4条許可申請の内容番号11号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。</p> <p>用途区分変更の内容番号8号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件も先の議案第118号農地法第4条許可申請の内容番号12号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。</p> <p>今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>

議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第28回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦勞様でした。
	閉会 午後1時50分